平成２５年（フ）第２６００号
大阪府東大阪市菱江２丁目14番11号　カーサベージュ505号室
債務者　増田　和江
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２６０２号
大阪府門真市野里町35番33号
債務者　栢分　義之
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２６０３号
大阪府門真市野里町35番33号
債務者　栢分　貴子
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２６１０号
大阪市淀川区新高６丁目２番７号　クラウンハイム新高104号、前住所大阪市淀川区三津屋中２丁目９番２号
債務者　加藤　安恵
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２６１１号
大阪府枚方市池之宮２丁目４番18―306号
債務者　濱田　英治
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２６１３号
大阪市淀川区十三東３丁目５番９号　大島紬ビル406号
債務者　浅野　久義
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続廃止

平成２４年（フ）第１４３５号
千葉市中央区村田町893番地24　ルミナスコート壱番館201号
破産者　遠藤　剛徳
1　決定年月日　平成25年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第７４号
千葉県市川市新田１丁目９番11号理理パレスＡ号、開始決定時の住所千葉市稲毛区小深町114番地39
破産者　柳　　英幸
1　決定年月日　平成25年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第７６号
千葉県浦安市当代島２丁目５番９―110号　ダイニチ館Ｆ１
破産者　木谷　祐司
1　決定年月日　平成25年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１６６号
千葉県船橋市車方町543番地　ケアハウスヴィラ梨香園
破産者　江本　　博
1　決定年月日　平成25年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１７４号
千葉県市川市真間１丁目14番19号
破産者　浅野　英子（旧姓遠藤）
1　決定年月日　平成25年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第８１号
長野県松本市大字松原46番地１
破産者　有限会社ユウ開発
1　決定年月日　平成25年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第６７３４号
大阪市西区北堀江１丁目６番５号　大輪ビル４Ｆ
破産者　株式会社アイピィディ
1　決定年月日　平成25年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６８８５号
大阪市北区西天満５丁目６番10号　富田町パークビル２階202号室
破産者　日本エコス株式会社
1　決定年月日　平成25年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第７３６号
大阪市大正区三軒家東１丁目12番48―202号
破産者　株式会社吉田組
1　決定年月日　平成25年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２７７２号
北海道石狩市花川南１条３丁目313番地
破産者　鈴木　玄二
1　決定年月日　平成25年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８号
千葉県南房総市千倉町平舘877番地１
破産者　マルト食品株式会社
1　決定年月日　平成25年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所館山支部

平成２５年（フ）第１０号
千葉県南房総市千倉町平舘877番地１
破産者　小野寺洋子
1　決定年月日　平成25年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所館山支部

平成２４年（フ）第１８０５号
名古屋市西区名駅２丁目15番30号
破産者　株式会社コンクエスト
1　決定年月日　平成25年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部